# 墨田区立公園条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案		 現	行
		-70	1.3
<u>(公園の設置基準)</u> 第2条の2. 法第2条第1項の担党による条	( ሷር≐ቢ ነ		
第2条の2 法第3条第1項の規定による条	〔新設〕		
例で定める基準のうち、区の区域内の公園			
の区民1人当たりの敷地面積の標準は、5			
平方メートル以上とする。 2 区は、次項各号に掲げる公園を設置する			
場合においては、それぞれの公園の特質に 応じて区内における分布の均衡を図り、か			
つ、防火、避難等災害の防止に資するよう			
<u>フ、防人、避難寺炎古の防止に負するよう</u> 考慮するものとする。			
<u>  「                                 </u>			
る基準のうち、公園の配置及び規模の基準			
は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、			
当該各号に定める規模を標準とし、それぞ			
れの利用対象者が容易に利用することがで			
きるように配置するものとする。			
主として街区内に居住する者の利用に			
供することを目的とする公園 0 . 2 5			
ヘクタール。ただし、敷地確保の困難性			
<u>によりやむを得ない場合にあっては、0</u> .			
05ヘクタール			
<u>ll</u>			
主として徒歩圏域内に居住する者の利			
<u>用に供することを目的とする公園 4へ</u>			
<u>クタール</u>			
主として区の区域内に居住する者の休			
息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な			
利用に供することを目的とする公園及び			
<u>主として運動の用に供することを目的と</u>			
する公園 その利用目的に応じて都市公			
<u>園としての機能を十分に発揮することが</u>			
<u>できる規模</u>			
4 区は、前項各号に掲げる公園以外の公園			
を設置する場合においては、その設置目的			
に応じて都市公園としての機能を十分に発			
揮することができるように配置し、及びそ			
の規模を定めるものとする。			
(公園施設の設置基準)			

- 第2条の3 法第4条第1項本文の規定による条例で定める割合は、100分の2とする。
- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に 関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に 関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に 関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100 分の2を限度として同項本文又は前3項の 規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

#### 別表第3

1 土地の使用料

種	別	単 位	金 額
土	地	〔略〕	905円

### 2 公園施設の使用料

種	別	単 位	金 額
公園	施設	[略]	14,500円

#### 〔新設〕

#### 別表第3

1 土地の使用料

種	別	単 位	金額	
土	地	〔略〕	<u>950円</u>	
• 0 52550 • 15 5360				

#### 2 公園施設の使用料

		× 12	
種	別	単 位	金額
公園	施設	[略]	16,100円

# 別表第4

# 公園の占用料

<u> </u>		
種 別	単位	金 額
電柱、標識	〔略〕	1,340円
水道管、下水管、ガ ス管、電線	〔略〕	595円
鉄塔	〔略〕	993円
変圧器、マンホール 類	〔略〕	993円
郵便差出箱、信書便 差出箱	〔略〕	397円
公衆電話所	〔略〕	993円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 601円
地下の口用物件		〔略〕 297円
高架の占用物件	〔略〕	462円
天体、気象又は土地 の観測施設	〔略〕	686円
写真撮影のための常 時占用	〔略〕	7,920円
写真撮影のための臨 時的な占用	〔略〕	12,375円
その他の占用	[略]	<u>33円</u>

### 別表第5

# 有料施設

公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立竪川第一公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立錦糸公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立錦糸公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立錦糸公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立旧安田庭	〔略〕	〔略〕	[略]
墨田区立堤通公園	〔略〕	[略]	[略]
墨田区立隅田公園	野球場	[略]	[略]
墨田区立隅田公園	<u>魚つり</u> 場	隅田公園内魚	1箇所
墨田区立隅田公園	自動車 駐車場	隅田公園自動 車駐車場	1箇所
墨田区立荒川四ツ 木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立荒川四ツ 木橋緑地	〔略〕	[略]	[略]

# 別表第4

## 公園の占用料

種別	単位	金 額
電柱、標識	〔略〕	1,422円
水道管、下水管、ガ ス管、電線	〔略〕	702円
鉄塔	〔略〕	1,053円
変圧器、マンホール 類	〔略〕	1,053円
郵便差出箱、信書便 差出箱	[略]	421円
公衆電話所	〔略〕	1,053円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 <u>501円</u>
781 371	, I	〔略〕 350円
高架の占用物件	[略]	385円
天体、気象又は土地 の観測施設	〔略〕	572円
写真撮影のための常 時占用	〔略〕	8,352円
写真撮影のための臨 時的な占用	〔略〕	13,050円
その他の占用	〔略〕	34円

### 別表第5

### 有料施設

有料施設	ı		
公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立竪川第一 公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立錦糸公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立錦糸公園	[略]	[略]	[略]
墨田区立錦糸公園	[略]	〔略〕	[略]
墨田区立旧安田庭 園	〔略〕	[略]	〔略〕
墨田区立堤通公園	[略]	〔略〕	[略]
墨田区立隅田公園	野球場	〔略〕	[略]
墨田区立隅田公園	<u>魚つり</u> 場	隅田公園内魚	1箇所
〔新設〕			
墨田区立荒川四ツ 木橋緑地	〔略〕	[略]	〔略〕
墨田区立荒川四ツ 木橋緑地	[略]	〔略〕	[略]

墨田区立荒川四ツ 木橋緑地	[略]	〔略〕	[略]
墨田区立東あずま 公園	[略]	〔略〕	[略]
墨田区立大横川親 水公園	[略]	〔略〕	[略]
墨田区立東墨田公園	[略]	〔略〕	[略]
墨田区立立花大正 民家園	[略]	〔略〕	[略]

#### 備考

- 1 隅田公園自動車駐車場を使用することができる自動車は、大型車及び中型車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。以下同じ。)並びに規則で定める車両とする。
- 2 隅田公園内魚つり場を<u>使用すること</u> ができる者は、小中学校の児童・生徒 及び区長が利用を適当と認める者とす る。

### 別表第6

### 有料施設使用料

ロイコル	ᇧ	区 一个 个		
種別	J	単位	区分	使用料
庭球	場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
弓 道	場	[略]	〔略〕	〔略〕
野球	場	[略]	〔略〕	〔略〕
競技	場	[略]	〔略〕	〔略〕
球 技	場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
魚つじ	) 場	〔略〕		〔略〕
		30分以内 の場合、1	<u>大型車・中</u> 型車	<u>無 料</u>
	<u> 台、1回</u>	<u>その他の車</u> <u>両</u>	<u>無 料</u>	
自 <u>動</u> 駐車	事場	30分を超 える場合、 最初の30 分を除き、	<u>大型車・中</u> 型車	400円
	1台、1回	1台、1回、 30分まで	<u>その他の車</u> <u>両</u>	100円
旧	宅	〔略〕		〔略〕

### 付記

- 1~4 〔略〕
- 5 規則で定める使用時間を超えて自動 車駐車場を使用した場合は、この表の

墨田区立荒川四ツ 木橋緑地	[略]	[略]	〔略〕
墨田区立東あずま 公園	[略]	[略]	〔略〕
墨田区立大横川親 水公園	[略]	〔略〕	〔略〕
墨田区立東墨田公園	[略]	〔略〕	〔略〕
墨田区立立花大正 民家園	[略]	〔略〕	〔略〕

#### 備考

〔新設〕

隅田公園内魚つり場を<u>利用できる</u>者は、 小中学校の児童・生徒及び区長が利用を 適当と認める者とする。

### 別表第6

#### 有料施設使用料

'日本礼吧或这 <b>用</b> 个个					
種別			単位	区分	使用料
庭	球	場	[略]	[略]	[略]
弓	道	場	[略]	[略]	[略]
野	球	場	[略]	[略]	[略]
競	技	場	[略]	[略]	[略]
球	技	場	[略]	[略]	[略]
魚	つり	場	[略]		〔略〕

〔新設〕

旧 宅 [略] [略]

### 付記

1~4 〔略〕

〔新設〕

規定による所定の使用料に加え、当該 使用時間を超えて使用した日1日につ き2,000円の範囲内で規則で定め る額を徴収する。

### 付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条の2及び第2条の3の規定は、この条例の施行の日以後に設置する公園から適用する。
- 3 この条例による改正後の別表第3、別表第4及び別表第6の規定は、この条例の 施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料から適用する。